

本号で公布された条例のあらまし

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第二十二号）（障害者支援課）

一 趣旨

こども家庭庁設置法の施行に関連し、児童福祉法その他関係法律や省令の一部改正に伴い、埼玉県立嵐山郷条例、埼玉県総合リハビリテーションセンター条例、埼玉県立精神保健福祉センター条例、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例及び児童福祉法施行条例の改正を行う。

二 内容

関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に係る法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発令する命令を、それぞれこども家庭庁長官及び厚生労働大臣、主務大臣に改める等規定の整備を行う。

三 施行期日

令和五年四月一日